

令和4年6月27日

給付認定保護者のみなさま

しらぎく幼稚園

令和3年度における施設等利用費の額に係る法定代理受領額の通知について

令和3年度、本園が代理受領した施設等利用費の額は、別紙「令和3年度の施設等利用費の額について」のとおりとなります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設等利用費については、給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に幼児教育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第56条第2項により、特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領した施設等利用費の額について、給付認定保護者に通知しなければならないことになっているため、このたび、令和3年度の実績をご報告するものです。（あくまで、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や追加徴収が発生するものではありません。）

令和4年6月24日

しらぎく幼稚園 設置者様
(9003)

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

令和3年度の施設等利用費の額について

貴園における令和3年度の施設等利用費の額は、以下の記載のとおりです。これをもとに、各給付認定保護者の方々に、施設等利用費の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第56条第2項により、特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領した施設等利用費の額について、給付認定保護者に通知しなければならないことになっています。

77,359,600円

(注) 上記は、横浜市から施設等利用給付認定を受け、貴園に在籍する園児の施設等利用費の総額です。月途中に入退園等をした園児については、在籍日数及び認定期間に応じて施設等利用費の額を日割り計算しています。